

# 豊橋市公共基準点管理保全要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、豊橋市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の使用及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、測量法（昭和24年法律第188号）および国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づき設置した、次に規定する永久標識及び測量成果をいう。

- (1) 都市再生街区基本調査によって設置された街区基準点（街区三角点（2級基準点相当）、街区多角点（3級基準点相当）節点、および街区補助点（共に4級基準相当）
- (2) 都市部官民境界基本調査によって設置された基準点（都市部官民境界基本三角点、都市部官民境界基本多角点）
- (3) 豊橋市が測量計画機関として設置した、以下の条件を満足する公共基準点
- (4) 豊橋市が他の測量計画機関より権能を移行された、以下の条件を満足する公共基準点  
（条件）
  - ・ 測量における位置は、平面直角座標系（平成14年国土交通省告示第9号）に規定する世界測地系であるもの
  - ・ 1～3級基準点に相当するもの
  - ・ 測量法第40条第1項に規定による「公共測量成果等」を国土地理院へ提出し、審査が完了しているもの
  - ・ 今後の測量に利用できるもの

## (管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、豊橋市建設部土木管理課（以下「担当課」という。）とする。

## (公共基準点の使用手続)

- 第4条 公共基準点を使用して測量作業を実施しようとする者（以下「測量業者」という。）は、あらかじめ「公共基準点使用承認申請書」（様式第1号）又は公共基準点包括承認申請書（様式第1号の2）を市長に提出し、「公共基準点使用承認書」（様式第2号）又は公共基準点使用包括承認書（様式第2号の2）により承認を受けなければならない。
- 2 測量業者は、測量作業を終了したときは速やかに「公共基準点使用報告書」（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

### (工事施工の届出)

第5条 公共基準点の付近で次の工事等を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ「公共基準点付近での工事施工届出書」（様式第4号）を市長に提出し、公共基準点の保全について協議しなければならない。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
- (2) 杭打ち及び杭抜き工事等の振動が、公共基準点に影響を及ぼすと判断される工事等
- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

2 市長は、前項の規定による協議の結果に基づき、「公共基準点保全指示書」（様式第5号）により、工事施工者に公共基準点の保全に必要な措置を指示するものとする。

### (効用確認)

第6条 前条において効用確認の指示を受けた場合、工事施工者は公共基準点の効用に支障をきたさなかったかを確認しなければならない。

- 2 前項の規定による効用確認は、工事着手前と工事完了後との測量結果の対比により行うものとする。
- 3 前2項の規定による、公共基準点の測量方法及び効用阻害の判定基準は、別表第1によるものとする。
- 4 工事施工者は、前3項までの規定による測量が完了したとき、「公共基準点効用確認報告書」（様式第6号）により、速やかに市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による報告書の提出を受けたとき、工事等が公共基準点の効用に支障をきたさなかったかを確認する。その結果、効用に支障をきたしたことが判明した場合は、「公共基準点保全指示書」（様式第5号）により、工事施工者に第8条による機能回復の指示をするものとする。

### (一時撤去及び移転)

第7条 第5条において一時撤去及び移転の指示を受けた場合、工事施工者（公共基準点が設置されている土地、建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の行う工事を除く。）は、第8条による機能回復を行うものとする。

- 2 土地所有者等の都合により、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合、土地所有者等は、「公共基準点一時撤去・移転請求書」（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

### (機能回復)

第8条 工事施工者は、第6条第5項及び前条第1項の規定により、公共基準点の効用に支障をきたしたとき、又は一時撤去したとき、豊橋市公共測量作業規程に基づき、当該公共基準点を原状に機能回復し、測量成果を修正しなければならない。

- 2 前項の場合において、原状に機能回復することが不可能な場合は、担当課と協議のうえ変更することができる。
- 3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により、公共基準点を滅失又はき損した場合（以下「事故原因者」という。）は、前2項を適用する。
- 4 工事施工者又は事故原因者は、公共基準点の機能回復を完了したとき、「公共基準点機能回復完了届」（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。
- 5 工事施工者又は事故原因者が市長である場合、公共基準点の機能回復の業務を担当課へ委託することができる。

#### **（費用負担）**

- 第9条 第6条に規定する効用確認に要する費用は、工事施工者が負担しなければならない。
- 2 前条に規定する機能回復に要する費用は、工事施工者又は事故原因者が負担しなければならない。
  - 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認めるとき、前項の費用については豊橋市が負担する。
  - 4 第7条第2項に規定する一時撤去又は移転に要する費用は、豊橋市が負担する。

#### **（測量作業者の選定）**

- 第10条 第6条に規定する効用確認のための測量は、測量法第48条に定める測量士または測量士補に施工させなければならない。
- 2 第8条に規定する機能回復のための測量は、測量法第55条第1項の登録又は同条第3項の更新登録を受けている測量業者に施工させなければならない。

#### **（節点の取扱い）**

- 第11条 節点は、都市再生街区基本調査において、永久標識として設置された公共基準点および、その網を保管するために設置された仮設の公共基準点である。このことから、第5条、第6条、第7条、および第8条の規定については、除外する。
- 2 節点は、使用者が現地踏査により点の存在を確認するものであり、現地に存在することは保証しない。また、節点は仮設の公共基準点であるため、豊橋市においては機能回復をしない。
  - 3 節点は、担当課より使用承認を受けていても、使用前には点検を行い、測量結果については使用者が責任を負うものである。
  - 4 節点の測量成果の写しの閲覧・謄本交付は、担当課において実施しない。
  - 5 工事施工者等が節点を撤去する恐れがある場合は、書面にて担当課へ報告を行い、担当課と対応を協議すること。

### (街区補助点の取扱い)

- 第12条 街区補助点は、都市再生街区基本調査において、街区基準点から現地の事物までを中継し、測量を可能にするために設置された仮設の公共基準点である。このことから、第5条、第6条、第7条、および第8条の規定については、除外する。
- 2 街区補助点は、使用者が現地踏査により点の存在を確認するものであり、現地に存在することは保証しない。また、街区基準点は仮設の公共基準点であるため、豊橋市においては機能回復をしない。
  - 3 街区補助点は、担当課より使用承認を受けていても、使用前には点検を行い、測量結果については使用者が責任を負うものである。
  - 4 街区補助点の測量成果の写しの閲覧・謄本交付は、担当課において実施しない。
  - 5 工事施工者等が街区補助点を撤去する恐れがある場合は、書面にて担当課へ報告を行い、担当課と対応を協議すること。

### (公共基準点の引継ぎ)

第13条 担当課は、第2条に規定する条件を満足する公共基準点については、測量計画機関と協議のうえ、その管理保全を引継ぐことができる。

### (その他)

第14条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、その都度市長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年9月21日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市公共基準点管理保全要綱により作成されている様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第6号、様式第7号及び様式第8号は、改正後の豊橋市公共基準点管理保全要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。